

## 田原市狭あい道路解消に関する要綱

### (目的)

第 1 条 この要綱は、田原市内における建築行為等に係る後退用地を確保及び整備し、狭あい道路の解消を促進するために必要な事項を定めることにより、市民の住みよい生活環境の確保と安心で安全なまちづくりを図ることを目的とする。

### (用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 狭あい道路 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 42 条第 2 項の規定により特定行政庁が指定した道路又は市長がこの要綱を適用する必要があると認めた道をいう。
- (2) 後退線 法第 42 条第 2 項の規定又は市長が別に定めるところにより道路の境界線とみなされる線をいう。
- (3) 後退用地 狭あい道路の後退線とこれに接続する土地の境界線との間にある土地をいう。
- (4) すみきり用地 道路が同一平面で交差し、若しくは接続し、又は屈曲する箇所（交差点、接続又は屈曲により生ずる内角が 120 度以上の場合は除く。）に設ける角地の隅角を挟む三角形の部分を用いる。ただし、前面道路の幅員が 4 メートル以上の場合、その道路境界線により、狭あい道路の場合は、その後退線により構成する部分を用いる。
- (5) 道路用地 後退用地及びすみきり用地のことをいう。
- (6) 所有権者等 後退用地の所有権者、借地権者、抵当権者その他土地について使用又は処分の権限を有する者をいう。
- (7) 建築物等 法第 2 条第 1 号に規定する建築物及びこれに付属するよう壁、植栽等をいう。
- (8) 建築行為等 建築物等を建築又は築造することをいう。
- (9) 建築主 狭あい道路に接する土地において建築行為等を行う者をいう。

### (事業)

第 3 条 この要綱において狭あい道路解消事業とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 建築主又は所有権者等が測量及び分筆の登記等により道路用地を明らかにし、道路用地を示す杭を設置するとともに、道路用地内に建築物等がある場合はこれを除却し、当該道路用地を市へ所有権移転する事業
- (2) 市へ所有権移転をした道路用地について一般の通行の用に供するために整備を行う事業（市へ所有権移転が完了する前に当該道路用地について整備するものも含む。）

### (協議)

第 4 条 建築主又は所有権者等（以下「建築主等」という。）は、狭あい道路に接する土地において、前条に規定する狭あい道路解消事業を行おうとするときは、あらかじめ市長とその内容を協議しなければならない。

- 2 法第6条第1項（法第88条において準用する場合を含む。）の規定による確認を受けようとする建築主は、あらかじめ市長とその内容を協議するよう努めるものとする。
- 3 前2項に規定する協議を行おうとする建築主等（以下「申請者」という。）は、後退用地に関する事前協議書（様式第1号）に次に掲げる図書を添え、市長に提出するものとする。
  - (1) 位置図（1/2,500程度）
  - (2) 公図
  - (3) 道路後退計画図（道路構造及び給排水管の配管図含む。）
  - (4) その他市長が必要と認める書類
- 4 市長は、前項の後退用地に関する事前協議書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、又は必要に応じて申請者と協議し、その内容が適当であると認めたときは、後退用地に関する協議済書（様式第2号）により申請者に通知するものとする

（事業に関する補助金）

第5条 市長は、第3条に規定する狭あい道路解消事業に関し、次の各号に掲げる費用の一部を当該各号の補助金として交付することができる。

- (1) 本市へ所有権移転する道路用地の測量及び分筆登記に要する費用
  - (2) 本市へ所有権移転し、又は所有権移転した道路用地を整備する費用
- 2 次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の補助金の対象としない。
- (1) 狭あい道路が「建築確認申請に係る道路の確認及び私道の寄附受納に係る事務取扱要領」第2条第2項によりみなされた道の場合
  - (2) 市税の滞納がある場合
  - (3) 暴力団を始めとする反社会的活動を行う組織及び構成員が行う場合
  - (4) 宗教活動や政治活動を目的として事業を行う場合
  - (5) 本要綱の施行以前に田原市における建築行為に係る後退用地に関する事務取扱要領に基づく事業を受けた場合又は本要綱に基づき補助金等の交付を受けた土地若しくは第19条に該当した土地である場合
  - (6) 土地の販売目的で事業を行う場合
  - (7) その他市長がこの要綱を適用することが適当でないと認めた場合

（補助金の交付対象者及び金額）

第6条 補助金の交付対象者は、第3条に規定する狭あい道路解消事業を行う者のうち、第4条第4項の協議済書の通知を受け事業を実施する者とする。

2 補助金の額は、別表の規定により算出して得た額とする。

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする申請者（以下「補助金申請者」という。）は、第3条に規定する事業に着手する前に田原市狭あい道路解消事業補助金交付申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書を提出する場合は、次に掲げる図書を添付するものとする。

- (1) 位置図（1/2,500程度）

- (2) 施工計画図
  - (3) 写真
  - (4) 公図
  - (5) 土地登記事項証明（全部謄本）
  - (6) 市税の滞納をしていない証明書
  - (7) その他市長が必要と認める図書
- 3 市長は、田原市狭あい道路解消事業補助金交付申請書を先着順に受け付けるものとし、予算の範囲を超えるときは受付を停止することができる。

（補助金の交付決定）

- 第 8 条 市長は、前条第 1 項に規定する補助金の交付申請があった場合、速やかにその内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、その旨を田原市狭あい道路解消事業補助金交付決定通知書（様式第 4 号）により補助金申請者に通知するものとする。
- 2 市長は、前項に規定する補助金の交付決定に当たり、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

（補助金の変更交付申請）

- 第 9 条 補助金申請者は、補助金の交付の決定を受けた事業に要する経費に 20 パーセントを超える額の増減がある場合は、田原市狭あい道路解消事業補助金変更交付申請書（様式第 5 号）により市長に申し出なければならない。
- 2 前項の申請書を提出する場合は、交付決定数量等及び変更申請数量等が記載された次に掲げる変更に必要な図書を添付するものとする。
- (1) 田原市狭あい道路解消事業補助金交付決定通知書
  - (2) 変更施工計画図
  - (3) 理由書
  - (4) その他市長が認める図書のうち変更部分がわかるもの

（補助金の変更交付決定）

- 第 10 条 市長は、田原市狭あい道路解消事業補助金変更交付申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、適当と認められる場合は、田原市狭あい道路解消事業補助金変更交付決定通知書（様式第 6 号）により、当該補助金申請者に通知するものとする。
- 2 市長は、前項に規定する補助金の交付決定に当たり、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

（申請の取下げ）

- 第 11 条 補助金申請者は、補助金の交付の申請を取り下げる場合は、田原市狭あい道路解消事業補助金交付申請取下げ書（様式第 7 号）により市長に申し出なければならない。

(登記完了通知)

第 12 条 市長は、道路用地の所有権が本市へ移転完了を確認した場合は、速やかに申請者へ登記完了の通知をしなければならない

(完了届の提出)

第 13 条 第 8 条又は第 10 条の規定により補助金の交付決定を受けた者は、補助対象事業が完了したときは、当該完了した日から 30 日以内又は当該年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに完了届（様式第 8 号）及び次に掲げる図書のうち必要な図書を提出するものとする。

- (1) 測量分筆登記費用が記載された領収書及び内訳書の写し
- (2) 道路整備竣工図（出来高数量を記載）
- (3) 工事写真
- (4) その他市長が必要と認める図書

2 前項に規定する完了した日とは、次の各号のうちいずれか遅い日とする。

- (1) 道路用地の本市への所有権の移転が完了した通知を受けた日
- (2) 道路整備工事が完了した日

(補助金交付の確定)

第 14 条 市長は、完了届を受理した場合は、速やかに内容を審査し、適当と認められる場合は、田原市狭あい道路解消事業補助金交付確定通知書（様式第 9 号）により当該申請者に通知し、補助金の額を確定するものとする。

(補助金の請求)

第 15 条 申請者は、前条の通知を受けた者は、田原市狭あい道路解消事業補助金請求書（様式第 10 号）を速やかに市長へ提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(道路用地の寄附)

第 16 条 市長は、次の各号のすべての要件を満たすものは、道路用地として寄附を受けるものとする。

- (1) 第 4 条第 4 項の協議済書の通知を受けた場合
- (2) 道路用地の境界が確定し、現地に境界杭等の表示があること。
- (3) 道路用地内に設置してある工作物及び地下埋設物を撤去又は移設が完了していること。ただし、道路占用許可等を受けている工作物については、この限りでない。
- (4) 道路用地の所有権移転に先立ち分筆、相続及び所有権以外の権利抹消等の登記が完了していること。

2 申請者が前項に規定する寄附を行おうとするときは、道路用地寄附申込書（様式第 11 号）により、市長に寄附を申し込むものとする。

3 前項の申込書には、次に掲げる図書を添付するものとする。

- (1) 登記原因証明情報及び登記承諾書

## (2) 印鑑登録証明書

### (道路用地の買取り)

第 17 条 市長は、次の各号のすべての要件を満たすものは、道路用地として買取りできるものとする。

- (1) 第 3 条に規定する事業に該当する場合
  - (2) 道路用地の境界が確定し、現地に境界杭等の表示があること。
  - (3) 道路用地内に設置してある工作物及び地下埋設物を撤去又は移設が完了していること。ただし、道路占用許可等を受けている工作物については、この限りでない。
  - (4) 道路用地の所有権移転に先立ち分筆、相続及び所有権以外の権利抹消等の登記が完了していること。
- 2 道路用地の買取りの金額は、別表に規定する方法に従って算出した額を限度額とする。
  - 3 補助金申請者が第 1 項の規定を受ける場合は、第 8 条に規定する補助金交付決定通知後、速やかに道路用地買取り申出書（様式第 12 号）により、市長へ買取りを申し込むものとする。
  - 4 市長は、前項の道路用地買取り申出書が提出された場合は、予算の範囲内において、速やかに別途「土地売買契約書」により契約を締結するものとする。
  - 5 前項の土地売買契約を締結するときは、次に掲げる図書を提出するものとする。
    - (1) 登記原因証明情報及び登記承諾書
    - (2) 印鑑登録証明書

### (瑕疵担保期間)

第 18 条 市長は、第 12 条の規定により所有権が移転した道路用地及びその道路構造物に重大な瑕疵があると認めるときは、申請者に対し当該瑕疵の補修を命ずることができる。

- 2 前項に規定する瑕疵の補修を命ずることができる期間は、道路用地の所有権が移転した日の翌日から起算して 2 年以内に限るものとする。

### (補助金の取消し)

第 19 条 市長は、第 8 条又は第 10 条に規定する補助金の交付決定がなされた者又はその交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該補助金の交付決定を取り消すものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により、補助金の交付を受けようとし、又は受けたことが判明したとき。
  - (2) この要綱の規定に違反したとき。
- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消す場合は、田原市狭あい道路解消事業補助金取消決定通知書（様式第 13 号）により通知するものとする。

### (補助金の返還)

第 20 条 市長は、前条の規定により補助金の交付を取り消した場合において、既に補助金が支払われているときは、当該補助金の全部又は一部の返還を請求するものとする。

- 2 前項の規定に基づき補助金の返還を命ぜられた者は、当該請求の日から起算して30日以内に返還しなければならない。
- 3 補助金の返還を命ぜられた者が前項の期間内に返還しないときは、田原市補助金交付要綱第13条の規定に準じた遅延利息を納付しなければならない。

(適用の除外)

第21条 次の各号のいずれかに該当する場合は、本要綱の規定は適用しない。

- (1) 国、公共団体、公社、独立行政法人等の公的団体が行う事業
- (2) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定に基づく開発許可を受けようとするもののうち、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で開発許可を受けようとするもの以外のもの
- (3) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）の規定による土地区画整理事業
- (4) 法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を伴う事業

(補則)

第22条 この要綱に定めのないものは、田原市補助金交付要綱に定めるところによる。

- 2 この要綱の運用上前項に基づくことができない場合は、市長がその都度定めるものとする。
- 3 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成29年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年3月1日から施行する。

別表（第6条関係）

項目	内容		金額
測量分筆補助金	測量及び分筆費		測量及び分筆費用の1/2以内とし、1件につき250,000円を限度額とする。
道路整備補助金	アスファルト舗装：下層路盤に再生砕石（RC-40）又は砕石（C-40）を10cm、表層に再生密粒度アスコン（TOP13）を5cm		1㎡につき2,900円
	コンクリート舗装：下層路盤に再生砕石（RC-40）又は砕石（C-40）を10cm、表層にコンクリート（JISA5308レディーミックスクンクリート24-8-25BB（水セメント比55%以下））を10cm		1㎡につき4,200円
	砕石敷き：表層として再生砕石（RC-40）又は砕石（C-40）を10cm		1㎡につき500円
	道路側溝：スリット型：300A以上		1mにつき10,800円
道路用地取得金	道路法第3条第4号に該当する道路		1㎡につき路線価を乗じた額
	道路法第3条第4号に該当しない道路	通り抜け可能	1㎡につき路線価を乗じた額
		行き止まり	1㎡につき2,000円

## 備考

- 1 施工する道路整備の範囲は、道路用地内とし、隣接道路と同等の整備を行うものとする。
- 2 道路側溝は、既設側溝の移設及び取替の場合又は隣接道に設置されている既設側溝の延伸の場合のみ補助金の対象とする。
- 3 通り抜け可能とは、道路運送車両法で規定される小型自動車（四輪以上）で通り抜けができることが可能である。
- 4 補助金の合計額に百円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てる。
- 5 路線価とは、申請年度の固定資産税路線価である。
- 6 道路用地取得金の合計額に円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てる。
- 7 道路用地取得金について、土地所有権者が地方自治法第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体であるときは、田原市用地買収価格の特例算定要領による。